

2013 年 5 月 30 日

児童ポルノ禁止法改正案に対する反対声明

一般社団法人 日本アニメーター・演出協会 理事会

日本アニメーター・演出協会 (JAniCA) 理事会は、今般、衆議院に提出された児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (児童ポルノ禁止法) の一部改正法案 (本改正案) について、専ら以下の理由により反対します。

本改正案の附則第 2 条には「児童に対する具体的な虐待や搾取の行為を禁ずる」¹という児童ポルノ禁止法の立法趣旨と法的性質を全く異にする内容が定められているところ、同条はアニメーションや漫画等における表現の自由に対して重大な萎縮効果を及ぼすものであり、これによって我が国アニメーション文化の衰退するおそれが極めて高いため。

JAniCA 理事会は、「児童をあらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護する」という児童ポルノ禁止法及びその淵源となった児童の権利に関する条約の趣旨²について、心から賛同すると共にこれを強く支持するものです。

しかるに、今国会に提出された本改正案には、その附則第 2 条 (本附則第 2 条) において、上記趣旨とは法的性質を全く異にする以下の内容が定められています。

(検討)

第 2 条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの (次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。) と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに…

2 児童ポルノに類する漫画等の規制…については、この法律の施行後三年を目処として、前項に規定する調査研究…等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

本改正案は、本附則第 2 条の 1 点のみにおいても、憲法上の権利として最大限尊重されるべき表現の自由に対して重大な萎縮効果を及ぼすものであり、私たちは決してこれを看過することはできません。今や、世界的にも広く親しまれるに至ったといわれる多様で豊かな我が国アニメーション文化・コミック文化の源泉は、表現の自由、思想及び良心の自由です。私たちは、先人達が護り、育んできたこの豊かな文化を慈しみ、次の世代により善いかたちで引き継いでいくことのできるよう、その基盤が侵されないことを心から望みます。 以上

¹ 第 145 回国会 衆議院法務委員会第 11 号 (H11.5.12) 円参議院議員の答弁

² 同上第 10 号 (H11.5.11) 清水 (嘉) 参議院議員による概要説明